

## 議案第38号

### 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(給与の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 日額で定められている知事等の報酬は、勤務1日につきその都度支給する。</u></p> <p><u>3 給与の額が月額で定められている知事等が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができる。</u></p> <p>4 第2条第5項、第3条第2項及び前3項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略				<p>(給与の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第2条第5項、第3条第2項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略			
区分	報酬又は給料の額												
略													
区分	報酬又は給料の額												
略													

選挙管理委員会 の委員	委員長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>22,000円</u>
略		
収用委員会の委員	会長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>22,000円</u>
海区漁業調整委員会 の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>15,000円</u>
内水面漁場管理 委員会の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>15,000円</u>
略		
専門委員		日額 <u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委員 その他の構成員		日額 <u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,000円</u>
略		

選挙管理委員会 の委員	委員長	月額 <u>144,000円</u>
	委員	月額 <u>114,000円</u>
略		
収用委員会の委員	会長	月額 <u>99,000円</u>
	委員	月額 <u>81,000円</u>
海区漁業調整委員会 の委員	会長	月額 <u>44,000円</u>
	委員	月額 <u>37,000円</u>
内水面漁場管理 委員会の委員	会長	月額 <u>31,000円</u>
	委員	月額 <u>28,000円</u>
略		
専門委員		<u>1日につき</u> <u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委員 その他の構成員		<u>1日につき</u> <u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		<u>1日につき</u> <u>18,000円</u>
略		

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。